

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第13期第2四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 清水 明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目2番20号

【電話番号】 03-3587-9574

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 清水 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第2四半期連結 累計期間	第13期 第2四半期連結 累計期間	第12期
会計期間		自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
売上高	(千円)	400,573	603,218	848,356
経常利益又は経常損失( )	(千円)	393,762	94,472	1,362,686
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( )	(千円)	352,285	57,320	1,101,636
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	271,398	66,329	826,253
純資産額	(千円)	4,232,611	3,556,218	3,657,419
総資産額	(千円)	4,589,811	3,900,021	4,061,262
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額( )	(円)	71.81	11.78	225.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		11.74	
自己資本比率	(%)	89.8	87.8	87.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	242,077	493,651	540,629
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,484	573,934	1,011,736
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	172,249	34,871	192,587
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,057,326	2,802,335	2,769,315

回次		第12期 第2四半期 連結会計期間	第13期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	39.28	59.89

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期第2四半期連結累計期間及び第12期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。
4. 平成25年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額( )を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間における、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業内容の重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来までの「オンラインゲーム事業」から、「オンラインコンテンツ事業」に変更し、同じく第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 2 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

また、当社の持分法適用関連会社でありましたAGGP Holdings, Inc.(平成26年7月1日にPlayNext Global, Inc.に社名変更)は、第2四半期連結会計期間において、当社が同社に対して財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこととなったため、第2四半期連結会計期間開始日より持分法適用の範囲から除外しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、当社グループの四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容です。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日～平成26年6月30日）におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により一部で弱い動きがみられるものの、政府の経済政策等の効果を背景として、企業収益に改善の動きが見られ、景気は緩やかに回復基調をたどっております。ただし、引き続き海外景気の下振れによる影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するオンラインコンテンツ関連市場におきましては、従来のPCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う利用者数の拡大を背景に、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、引き続き成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、開発費用や人件費等のコストが増加するだけでなく、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。

このような状況の下、当社グループは、スマートフォン、タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業並びにオンラインゲームの配信・運営事業を強化するとともに、幅広いユーザーへ向けたクオリティの高いサービスを提供して参りました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高603,218千円（前年同期比50.6%増加）、営業損失536,229千円（前年同期は営業損失294,046千円）、経常利益94,472千円（前年同期は経常損失393,762千円）、四半期純利益57,320千円（前年同期は四半期純損失352,285千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (オンラインコンテンツ事業)

オンラインコンテンツ事業につきましては、スマートフォン・タブレット向けゲーム並びにオンラインゲームの開発、配信及び運営を行っております。スマートフォン・タブレット向けゲームの課金収入が伸び売上高が増加しましたが、開発費、広告宣伝費等の積極的な先行投資により費用が増加しております。

以上の結果、売上高は276,173千円（前年同期比183.3%増加）、営業損失は575,209千円（前年同期は営業損失305,702千円）となりました。

#### (ITサービス事業)

ITサービス事業につきましては、インターネットの普及に伴うデータサービス事業を行う株式会社エアネットは安定した収益を獲得しております。

以上の結果、売上高は349,791千円（前年同期比8.8%増加）、営業利益は39,260千円（前年同期比183.4%増加）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、3,900,021千円で、前連結会計年度末に比べ161,241千円減少いたしました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ15,737千円減少し、2,986,119千円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べ145,503千円減少し913,902千円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べ1,068千円増加し、259,900千円となりました。固定負債は、前連結会計年度末に比べ61,108千円減少し、83,901千円となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金の減少等により、101,200千円減少し、3,556,218千円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ33,019千円増加し、2,802,335千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は493,651千円(前年同期は242,077千円の減少)となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益の計上による増加要因があった一方で、貸付金の回収に伴う貸倒引当金戻入額の計上等の減少要因があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は573,934千円(前年同期は5,484千円の増加)となりました。これはソフトウェアの取得による支出があった一方で、貸付金の回収及び投資有価証券の売却による収入があったことにより増加しております。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は34,871千円(前年同期は172,249千円の減少)となりました。これは主な減少要因として配当金の支払額があったことによるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は84,974千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重大な変更はありません。

## (6) 従業員数

### 連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

### 提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,340,000
計	11,340,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,299,200	5,299,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 100株であります。
計	5,299,200	5,299,200		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第8回新株予約権

決議年月日	平成26年5月27日
新株予約権の数(個)	280(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年6月28日 至 平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

###### (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は100株とする。

###### 2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5)本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1)新株予約権者は、平成26年6月28日から平成29年6月27日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が5営業日連続して3,500円を上回った場合に、上回った日より15日経過した時点で以降、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。  
なお株価水準の3,500円は、平成26年3月10日に発行致しました、第5回新株予約権（行使価格2,500円）、第6回新株予約権（行使価格3,500円）、第7回新株予約権（行使価格4,500円）の行使価格の中央値である第6回新株予約権の行使価格を採用しており、株価上昇時に新株予約権の行使制限を付すことにより新株予約権の行使促進を進めることを目的としています。
- (2)新株予約権の割り当てを受けた者は、退職等で従業員の地位を喪失した場合も（かかる地位の喪失を以下「退職」という。）、権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、平成26年6月28日から平成29年6月27日を超えることはできない。
- (3)新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

#### 第9回新株予約権

決議年月日	平成26年5月27日
新株予約権の数(個)	750(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年6月28日 至 平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は100株とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。



本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格 とする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5)本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1)新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、平成26年6月28日から平成29年6月27日を超えることはできない。
- (2)新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

第10回新株予約権

決議年月日	平成26年5月27日
新株予約権の数(個)	750(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成27年6月28日 至 平成30年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は100株とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てに

ついて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (5) 本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、平成27年6月28日から平成30年6月27日を超えることはできない。
- (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

第11回新株予約権

決議年月日	平成26年5月27日
新株予約権の数（個）	750(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,500(注)2
新株予約権の行使期間	自平成28年6月28日 至 平成31年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,500 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は100株とする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (5) 本項第(1)号乃至第(4)号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者は、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合も（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、平成28年6月28日から平成31年6月27日を超えることはできない。

- (2)新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		5,299,200		236,772		446,985

(6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
長嶋 貴之	東京都千代田区	1,518,800	28.66
小林 祐介	東京都千代田区	1,142,300	21.56
株式会社アエリア	東京都港区赤坂5-2-20	432,200	8.16
TUSCAN CAPITAL LLC	910 FOULK ROAD, SUITE 201, WILMINGTON DE 19803 U.S.A	305,700	5.77
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	86,600	1.63
アエリアグループ役員持株会	東京都港区赤坂5-2-20	86,300	1.63
株式会社日本ブレンセンター	東京都新宿区舟町4-4-804	73,600	1.39
小林 喜代美	東京都千代田区	70,400	1.33
志水 富美子	愛知県春日井市	38,400	0.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	36,100	0.68
計		3,790,400	71.53

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 432,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,866,800	48,668	-
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	5,299,200	-	-
総株主の議決権	-	48,668	-

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アエリア	東京都港区赤坂 五丁目2-20	432,200	-	432,200	8.16
計	-	432,200	-	432,200	8.16

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		須田 仁之	平成26年5月31日

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,769,315	2,802,335
受取手形及び売掛金	87,369	132,562
商品	2,631	1,892
繰延税金資産	2,455	2,707
その他	141,510	48,103
貸倒引当金	1,426	1,480
流動資産合計	3,001,856	2,986,119
固定資産		
有形固定資産	79,691	82,676
無形固定資産	8,668	57,205
投資その他の資産		
投資有価証券	637,586	443,200
関係会社株式	266,167	266,409
長期貸付金	604,057	-
繰延税金資産	6,958	6,899
その他	73,001	70,279
貸倒引当金	616,725	12,769
投資その他の資産合計	971,045	774,019
固定資産合計	1,059,405	913,902
資産合計	4,061,262	3,900,021
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	27,001	18,140
未払費用	123,249	132,968
未払法人税等	17,760	22,638
賞与引当金	1,100	1,300
その他	89,721	84,853
流動負債合計	258,832	259,900
固定負債		
繰延税金負債	123,834	62,528
退職給付引当金	12,031	12,148
資産除去債務	9,144	9,224
固定負債合計	145,010	83,901
負債合計	403,843	343,802

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	236,772	236,772
資本剰余金	4,980,540	4,931,756
利益剰余金	1,568,127	1,510,806
自己株式	401,400	398,176
株主資本合計	3,247,784	3,259,544
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	245,930	126,807
為替換算調整勘定	46,928	36,759
その他の包括利益累計額合計	292,859	163,567
新株予約権	1,748	12,436
少数株主持分	115,028	120,670
純資産合計	3,657,419	3,556,218
負債純資産合計	4,061,262	3,900,021

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	400,573	603,218
売上原価	388,522	534,554
売上総利益	12,051	68,663
販売費及び一般管理費	1 306,097	1 604,893
営業損失( )	294,046	536,229
営業外収益		
受取利息	10,826	5,208
受取配当金	125	8,754
為替差益	18,434	-
持分法による投資利益	-	3,731
貸倒引当金戻入額	-	604,057
その他	6,424	10,374
営業外収益合計	35,809	632,127
営業外費用		
為替差損	-	1,425
持分法による投資損失	66,024	-
貸倒引当金繰入額	69,281	-
その他	220	0
営業外費用合計	135,526	1,425
経常利益又は経常損失( )	393,762	94,472
特別利益		
固定資産売却益	1,000	-
投資有価証券売却益	51,155	9,830
関係会社清算益	-	701
特別利益合計	52,155	10,531
特別損失		
投資有価証券評価損	-	26,258
減損損失	2,583	-
特別損失合計	2,583	26,258
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	344,190	78,745
法人税、住民税及び事業税	7,730	15,975
法人税等調整額	1,639	192
法人税等合計	6,090	15,783
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	350,281	62,962
少数株主利益	2,004	5,641
四半期純利益又は四半期純損失( )	352,285	57,320

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	350,281	62,962
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	88,946	110,633
為替換算調整勘定	30,022	10,168
持分法適用会社に対する持分相当額	40,085	8,489
その他の包括利益合計	78,882	129,291
四半期包括利益	271,398	66,329
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	273,402	71,971
少数株主に係る四半期包括利益	2,004	5,641

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	344,190	78,745
減価償却費	27,117	38,720
減損損失	2,583	-
長期前払費用償却額	363	363
持分法による投資損益( は益)	66,024	3,731
貸倒引当金の増減額( は減少)	74,248	603,902
受取利息及び受取配当金	10,951	13,963
為替差損益( は益)	22,062	1,425
固定資産売却損益( は益)	1,000	-
投資有価証券売却損益( は益)	51,155	9,830
投資有価証券評価損益( は益)	-	26,258
関係会社清算損益( は益)	-	701
売上債権の増減額( は増加)	5,510	45,192
たな卸資産の増減額( は増加)	339	739
仕入債務の増減額( は減少)	11,198	8,861
その他	6,244	39,543
小計	259,239	500,386
利息及び配当金の受取額	10,149	17,822
法人税等の還付額	15,866	6,608
法人税等の支払額	8,854	17,696
営業活動によるキャッシュ・フロー	242,077	493,651
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	8,136	23,633
無形固定資産の取得による支出	167,047	107,255
無形固定資産の売却による収入	1,000	-
投資有価証券の売却による収入	179,575	105,765
関係会社株式の取得による支出	-	5,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	92	-
貸付金の回収による収入	-	604,057
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,484	573,934
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の処分による収入	-	2,922
自己株式の取得による支出	63,074	-
配当金の支払額	109,175	48,635
新株予約権の発行による収入	-	10,841
財務活動によるキャッシュ・フロー	172,249	34,871
現金及び現金同等物に係る換算差額	43,541	12,392
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	365,301	33,019
現金及び現金同等物の期首残高	2,422,628	2,769,315
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,057,326	1 2,802,335

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	該当事項はありません。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	当社の持分法適用関連会社でありましたAGGP Holdings, Inc.(平成26年7月1日にPlayNext Global, Inc.に社名変更)は、第2四半期連結会計期間において、当社が同社に対して財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこととなったため、第2四半期連結会計期間開始日より持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
該当事項はありません。	

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
給与手当	53,532千円	61,567千円
広告宣伝費	51,856 "	276,987 "
賞与引当金繰入額	323 "	754 "
貸倒引当金繰入額	1,409 "	155 "
研究開発費	73,003 "	84,974 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	2,060,331千円	2,802,335千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	3,004 "	"
現金及び現金同等物	2,057,326千円	2,802,335千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 株主総会	普通株式	109,175	2,200	平成24年12月31日	平成25年3月29日	その他 資本剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月27日 株主総会	普通株式	48,635	10	平成25年12月31日	平成26年3月28日	その他 資本剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント		合計 (千円)	調整額 (千円) (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (千円) (注2)
	オンライン コンテンツ (千円)	ITサービス (千円)			
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	96,097	304,475	400,573		400,573
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,403	17,030	18,433	18,433	
計	97,501	321,505	419,006	18,433	400,573
セグメント利益又は損失( )	305,702	13,854	291,848	2,198	294,046

(注) 1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引の消去 66千円及び各報告セグメントに帰属しない全社費用 2,132千円によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「オンラインコンテンツ事業」セグメントにおいて、想定していた収益が見込めないため、一部のソフトウェアについて、その帳簿価額を全額減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当第2四半期連結累計期間における当該減損損失の計上額は、2,583千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。



当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント		合計 (千円)	調整額 (千円) (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (千円) (注2)
	オンライン コンテンツ (千円)	ITサービス (千円)			
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	275,610	327,608	603,218		603,218
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	563	22,183	22,747	22,747	
計	276,173	349,791	625,965	22,747	603,218
セグメント利益又は損失( )	575,209	39,260	535,948	280	536,229

(注) 1. セグメント利益の「調整額」は、各報告セグメントに帰属しない全社費用 280千円によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、スマートフォン向けコンテンツの割合が増加したことに伴い、従来の「オンラインゲーム事業」を「オンラインコンテンツ事業」へ名称を変更しております。

また、第1四半期連結会計期間より、その他事業の重要性が乏しくなったため、当該事業に係る費用は全社費用として調整額に含めて記載する方法に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後のセグメント情報に基づき作成したものを開示しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	71円81銭	11円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	352,285	57,320
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( )(千円)	352,285	57,320
普通株式の期中平均株式数(株)	4,905,800	4,864,014
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (注1)		11円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		18,367
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成26年2月18日発行の 第5回新株予約権 (普通株式150,000株) 第6回新株予約権 (普通株式150,000株) 第7回新株予約権 (普通株式150,000株) 平成26年5月27日発行の 第8回新株予約権 (普通株式28,000株) 第9回新株予約権 (普通株式75,000株) 第10回新株予約権 (普通株式75,000株) 第11回新株予約権 (普通株式75,000株) なお、詳細は「第3提出会社 の状況1株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

- (注) 1. 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。  
2. 平成25年7月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月14日

株式会社アエリア  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	友	裕	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	田	英	之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アエリアの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。